

システム委員会内規 (委員会が存在しないため廃止)

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本医学会のシステム管理を中心に次の業務を行う。

- (1) 学会の活動・運営に関連するシステムの構築
- (2) 構築されたシステムの管理、運営
- (3) 学会の活動・運営におけるシステムに関連する情報収集
- (4) 理事会、各委員会の要請によるシステムの構築、管理
- (5) 広報委員会と連携してのホームページ運営
- (6) SIG やその他学会員から要請による掲示板の開設、管理
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 委員は、編集、教育、社会保険、広報、データマネジメントやその他必要な委員会からの代表者、および学術集会担当幹事を含む特別委員によって構成される。
- 3 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって会議、掲示板上での会議（以下掲示板会議）、web を利用した会議（以下 web 会議）などの方法で開催する。
- 4 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。ただし、掲示板会議、web 会議は、議題ごとに前述定足数を満たしていれば成立する。また、掲示板会議は、議題に対しての返信受領をもって出席とし、その会議期間は委員長が決定する。
- 5 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 6 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 7 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 8 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成27年11月21日より施行し、平成27年4月1日より適用する。

令和6年6月12日に廃止する。